

電の用に供する固定資産その他二以上の市町村にわたって所在する固定資産については、当該固定資産を管理する各省各庁の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長が、当該固定資産所在の市町村に配分し、当該市町村の市町村長に通知した価格とするものとする。

(5) 公社が所有する固定資産にあっては、自治庁長官が評価し、当該固定資産所在の市町村に配分した価格によるものとする。自治庁長官が評価する場合には、地方税法の中に書いてあります固定資産税の課税標準となるべき価格の評価基準、これは自治庁長官が市町村に示すことになっております。この評価基準に基いて評価するものとしたしております。

(4) (1)の固定資産のうち住宅用の土地及び家屋に係る交付金算定標準額は、当該土地及び家屋の価格の政令で定める住宅に係るものにあつては十分の二、その他の住宅に係るものにあつては十分の四の額とすること。第二種公営住宅につきましては、国が三分の二の補助をいたしてあります。この部分につきましては十分の二の額を算定標準額といたしまして、その他の住宅につきましては十分の四の額を算定標準額にするわけでありす。いずれも国庫補助金相当額については交付金の算定標準にいたさないというよりな考え方と、国の住宅政策を加味しまして、このような軽減措置をとらうとしておるわけでありす。

(5) 発電所、変電所または送電施設の用に供する固定資産に係る交付金算定標準額は、地方税法第三百四十九条の三第一項の規定の例によつて算定

した額」これは最初の五年間は三分の一、あとの五年間は三分の二、十一年目からは普通に計算するといふ規定でございます。そのさらに十分の五の額によるものとする。これは災害防除等いろいろな目的から、発電施設を作つておるわけでございますので、多少他の地域の発電施設よりはコストが高つくわけでございます。そういうような多目的なダム等の事情を考慮して、十分の五の額に軽減しようとしておるわけでありす。

(6) 公社の固定資産に係る納付金算定標準額は、当該固定資産の価格の十分の五（昭和三十一年度分限り十分の二・五）の額によるものとする。採算——戦後経営しております等の関係で十分の五とし、さらに激変緩和といふ意味で、昭和三十一年度分は四分の一にするというわけでありす。

(4) 各省各庁の長がそれぞれ管理し、四は、これは固定資産税の場合、大規模の債権資産については、一定の限度をこえる部分は府県が固定資産税を課することにしてあります。これと同じような趣旨で、市町村の規模から見まして大きな資産であります場合には、一定の限度をこえる部分については、府県に交付金や納付金の交付または納付するといふ制度にしているという趣旨であります。

(1) 市町村長は、総理府令の定めるところによつて、国が所有する固定資産については当該固定資産を所管する各省各庁の長に、地方公共団体が所有する固定資産については当該固定資産を所有する地方公共団体の長に、公

社が所有する固定資産については当該公社に対して、それぞれ毎年四月三十日まで、固定資産の価格、当該固定資産に係る交付金算定標準額及び交付金額又は当該固定資産に係る納付金算定標準額及び納付金額その他必要な事項を記載した交付金交付請求書又は納付金納額告知書を送付するものとする。

(2) 前号の交付金交付請求書の送付を受けた場合においては、各省各庁の長又は地方公共団体の長は、毎年六月三十日まで、一年一回であり、またこの当該交付金交付請求書に記載された交付金額を年一回交付するわけでありす。公社の場合には年二回にしてあるわけでありす。毎年五月三十一日及び十月三十一日までにそれぞれ当該納付金納額告知書に記載された交付金額の二分の一に相当する額を、それぞれ固定資産所在の市町村に交付する。

(1) 市町村長は、国が所有する固定資産が記載されていぬ固定資産がある場合「価格が記載漏れになっておるわけでありす。又は国有財産台帳等に記載された価格が当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なる」と認められる固定資産がある場合においては、前年の十二月三十一日までに、当該固定資産を所管する各省各庁の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長に対して、当該固定資産の価格を記載し、「記載漏れの場合には記載し、「又は、著しく違つておる場合には、「交付金算定標準額の基礎とすべき当該固定資産の

価格を通知すべき旨を申し出ることが出来るもの」としてあります。

(2) 前項の場合において各省各庁の長又は地方公共団体の長は、その申出について正当な理由があると認めるときは、交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を通知するわけでありす。また、その申出について正当な理由がないと認められた交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を通知しないときは、その旨及びその理由を、当該固定資産の所在の市町村長に対し通知しなければならぬ。同時にまた「当該申出に対する通知がないときは当該通知に係る事項について不服があるときは、市町村長は自治庁長官に対してその旨を申し出ることが出来るもの」としてあります。そして現地において解決しない場合には、中央において問題の解決をはかり、こゝろ二段階の仕組みをとつておるわけでありす。

(3) 各省各庁の長若しくは地方公共団体の長又は公社は、交付金額又は納付金額の算定について違法又は錯誤があると認める場合においては、それぞれ又は修正を求める道も開いておるわけでありす。

(4) 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、総理府令で定めるところによつて前年の三月三十一日現在において国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格その他交付金額の算定に關し必要な事項を前年の十一月三十日まで当該固定資産の所在の市町村長に通知するものとする。普通の税金の場合の一種の申告義務であります。

(5) 公社は、その所有する固定資産について、総理府令で定めるところ

により、前年の三月三十一日現在において公社の財産目録に記載された当該固定資産の価格その他納付金額の算定に關し必要な事項を前年の十一月三十日までに自治庁長官に申告するものとする。公社資産につきましては、自治庁長官が評価するわけでありすので、申告義務は自治庁長官にしているわけでありす。

(6) 大規模債権資産に該当するものにつきましては、交付金や納付金を都道府県にするのだといふことを書いておるわけでありす。

(7) 地方公共団体は、その所有する「貸付資産の「使用料等の限度額について法律の定がある場合において、当該限度額の算定の基礎に固定資産税相当額が含まれていないときは、当該法律の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、当該固定資産に係る市町村交付金又は都道府県交付金相当額を当該限度額に加算した額をもつて当該法律に規定する使用料等の限度額とすることが出来るものとする。貸付料につきましては限度額が定められておる、しかも固定資産税が含まれていない、そういう場合には、固定資産税相当額だけは限度額を引き上げる事が出来ることになっておるわけでありす。従つてまた、使用者に転嫁させようと思はばさせることができるということになるわけでありす。

(8) は、一(1)、これは貸付資産であります。(3)は発電施設であります。これら「固定資産を所有する市町村又は都道府県が当該固定資産に係る市町村交付金又は都道府県交付金を交付されるべき市町村又は都道府県である場合

により、前年の三月三十一日現在に

において、「これは自分の団体内に交付金や納付金の対象となる資産を自分のものとして持っている場合でありませぬ。その場合には、「当該固定資産が特別会計に所属するものであるときは、当該市町村又は都道府県は、市町村交付金又は都道府県交付金相当額を特別会計から一般会計に繰り入れることができるものとする。」自分のものを自分の一方のところから他方のところに入れる、こゝういふことになるわけでありませぬ。固定資産につきましては、相互に権衡を保持する必要も生じて参りますので、こゝういふ必要を感じて都道府県や市町村であります場合には、そのような形をとらうと思はばとれるという根拠を置いておこつて考えたのでございませぬ。

「七国及び地方公共団体が所有する固定資産で、国または地方公共団体以外の者が使用しているものに係る昭和三十一年度分及び昭和三十一年度分の市町村交付金の算定の基礎となる交付金算定標準額の特例」国有財産等の台帳がまだ整理されておられませんので、三十一年度と三十二年分だけは、計算について特例を設けておこつて、その間に整理してもらいたいという考え方に立つておるわけでありませぬ。

(1)は、「国が所有する固定資産で(1)に掲げるものに係る、すなわち、貸付資産であります。貸付資産にかかる「昭和三十一年度分及び昭和三十一年度分の市町村交付金に限り、各省各庁の長は、毎年十二月三十一日までに、本来の方式にかかわらず、政令の定めるところによりその所管に属する固定資産の使用料等の総額に政令で定める率を乗じて得た額を当該固定資産の価

格の総額」とする。評価が十分行われておりませぬから、使用料から逆算して評価額を求めるわけでありませぬ。「これに百分の一、四を乗じて得た額をそれぞれ当該年度において交付すべき市町村交付金の総額とし、これを当該固定資産所在の市町村ごとの使用料等の合算額にあん分して得た額を当該市町村に対して交付する」とこととしたそうとするわけでありませぬ。

(2)は、府県有の場合等でありまして、「地方公共団体の所有する固定資産で、貸付資金にかかる「昭和三十一年度分及び昭和三十一年度分の市町村交付金に限り、地方公共団体の長は、本則によつて交付金額を算定し、これに交付することとし、その規則で定めるところによつて前項の規定に準じて算定した額を、当該市町村に対して交付することができるものとする」と、要するに使用料から逆算して価格の総額を求める、これに一・四を乗じた額を関係市町村ごとの使用料の額に按分して交付金の額を決定するわけでございます。

○委員長(松岡平市君) 速記をとどめ

午後二時四十三分速記中止

午後三時二分速記開始

○委員長(松岡平市君) 速記を起し

これより、ただいま政府委員より説明いたしました国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案について質疑に入ります。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。小林政夫議員から申し出がありますので、この際委員外議員の発言についてお諮り

いたします。議員小林政夫君より、委員外議員として発言を求められておりますが、小林君の発言を許可することにより御異議ありませんか。

○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認めます。小林君。

○委員外議員(小林政夫君) まず本案で国有財産所在市町村に対して交付金を出す、こゝういふ観念ですね。どういふことか、こゝういふ観念で交付金を出すというのを考えられたのか、その考え方の根拠、これを伺います。

○政府委員(奥野誠亮君) 一つには、国有であるいは公社有資産でありまして、火災を予防するために消防施設の恩恵に浴しているとかいふような受益関係があると考えるのであります。第二は、地方財政が全体として非常に急迫しておりますので、ある程度自主財源の増加をはかりたい、かたがた他の類似の固定資産の負担とにらみ合せまして均衡をはかつていくという必要があるのではなからうか、そゝうすることによつて納税秩序を維持していくことが可能になるのではなからうかといふようなところから、思い切つて課税の方式にかえまして交付金なり納付金なりの制度をとらうとしたわけでございます。

○委員外議員(小林政夫君) 国または地方公共団体が直接使用しておる以外のものについて固定資産税相当額の交付金を出す、こゝういふことであります。その直接使用とそゝうでないといふこととを区別しておられますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 国と市町村との関係からいたしまして、直ちに相互課税の形式をとることにつきましてはいろいろの問題があるわけでありませぬ。しかし今回この問題の解決に一步前進したわけでありませぬ。前進するに限りましては、その範囲を最小限度に限つておきたい、最小限度に限るといいますことは、全く同じような固定資産でも、同じような使用関係にあるにもかかわらず、だれが所有しているかというところによつて一方は固定資産税を負担し、他方は全然これを負担しない、こゝういふことはおもしろくないから、これを是正することにとどめよう、こゝういふことから、国有の資産につきましては、林野と発電施設は別でございませぬけれども、貸付資産に限らう、こゝう考えたわけでございます。

○委員外議員(小林政夫君) 林野、発電所というものは、国が直接使用しておるといふか、所有、使用しておるものでも当該固定資産税に相当するものを交付する、それでその他のものについては、まあいろいろここに一号から八号まで該当しないものがあつてあるわけでありませぬが、交付金を交付しない、その線の引き方が今の説明だけでは十分でないのじゃないか。何か使用の状態等がこの線の引き方の中に考えられておるのではないかと思つております、その点はどうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 今も申し上げたわけでございますが、同種の固定資産との負担の均衡上、範囲をそこにしほりまして交付金制度をとらう、こゝうしたわけでございます。発電施設でございます。大部分が現に固定資産税課税の対象になつておるわけでありませぬ。市町村が相当の犠牲を払つてそこに発電施設ができて参つた、たまた

ま府県有であるか、あるいは電力会社有であるかということによつて、当該団体に税収入が入ってくるか入つてこないかという違いが生じてくる。これはどうして不均衡だ。また林野という問題を考へて参りますと、多くものが民有林野である。全く林野の経営の面から見ますと、その限りにおきましては同じ資産であり、同じように運営されておるわけでありませぬ。それがたまたま国有であれば、所在の市町村に何らの財源も入つてこない。しかも現に国有林野所在市町村交付金制度が予算措置で行われて参つてきた経緯もございませぬので、この際にこれを制度的なものにして参りたい、こゝう考えたわけでありませぬ。その次に、同種の固定資産との関係において負担の均衡が論議される問題といたしまして、やはり貸付資産でありまして、使用料を徴取しておられますようなもの、これは使用料は負担するけれども、固定資産税相当額がその中に入つてこないといふことになりませぬといふと、借り受けておる人が国有の資産を借りるか、民有の資産を借りるかといふことによつて非常な差が生じて参るわけでありませぬ。使用者の負担を同じにしますと、国が固定資産税相当額を自分の収入にしていながら、それを市町村に渡して行かれない、こゝういふ不合理が生じて参るわけでありませぬ。そゝういふところから、使用料を徴取して参りますような貸付資産につきましては、やはり固定資産税相当額を交付金として所在の市町村に国から交付してもらふことが穩当ではなからうか、こゝういふように考えたわけでありませぬ。要するに同種

の固定資産というところに範囲を広げ
たわけでございます。

○委員外議員(小林政夫君) それでは
端的に、この第二第三項の交付金を
交付しない国または地方公共団体の所
有する固定資産一号から八号まで、こ
れを一つどういふ意味で交付しないの
かということ、一号々々説明しても
らいたいと思います。

○政府委員(奥野誠亮君) 一号は皇室
用資産でありまして、皇室の内部に立
ち入りまして、使用関係をせんさくす
ることは、国民感情からいたしまして
適当ではないと考えたわけでございます
。

二号の国設宿舎は、これは宿舎では
ございませぬけれども、むしろ庁舎に類
する義務宿舎でございますので、庁舎
と同じような扱いをすることを適当と
考えたわけでございます。

三号のほうは、生活困窮者の収容の
用に供する固定資産でありまして、使
用料を徴収したりするような資産では
ございませぬので、これも社会政策的
な意図等も考えあわせて除外した
わけでございます。

四号のほうは、これは、使用者に対
しまして固定資産税を課することに
いたしておりますので、重複しないよ
うに、交付金制度の対象からははず
すようにいたしましたわけでございます。
五号のほうは、地方公共団体が造林
者になっておるわけでございますので、
ことさらそれにつきまして交付金
をくつつける必要はないのじゃないだ
ろうか、お互いの契約で、必要分は取
入とすればよろしいのじゃないだろ
うかというふうに考えたわけございま
す。

六号は、国以外のものを使用してい
るわけでありまして、アメリカ合衆
国の軍隊に使用されている、これは安
全保障条約に基いておるわけござい
ますが、自衛隊の使用しております
固定資産と類似の性格を持っておるの
じゃないだろうか。自衛隊の使用して
おります固定資産に對しましては、
やはり交付金の対象にいたしませんの
で、それとの関係もございまして、は
ずしておるわけでございます。

七号のほうは、現に地方税法の上
におきまして固定資産税を課してい
ない、これを拾っているわけでありま
す。これを拾っているわけでありま
す。固定資産税を課されないものであ
るから、従つてまた交付金の対象に
なりません。道路でありますとか、堤防であ
りますとかいうような、そういうよう
な種類のものもございませぬ。

八号は、以上のものに類するもので
政令で拾っていくわけでありまして、
無償貸付資産などがこの中に入ってい
るわけでございます。

○委員外議員(小林政夫君) 交付金を
交付する理由として、当該所在市町村
に對して相当行政負担をかける、こ
ういふことが一つの交付金を出す理由に
なっておりますが、そういう見地
から考へると、自衛隊あるいはこの駐
留軍の駐屯、こういうもので当該市
村は相当の行政負担がかかると思ひ
ますね。こういう点については、自治
庁としてはどういふふうに考へてお
りますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 御指摘のよ
うに、自衛隊等の所在する市町村は、
その関係で道路が特にためられます
とか、その他いろいろな点において財
政支出が多いわけでありませぬ。こ

う関係もありまして、沿革をたどつて
参りますと、昔は海軍助成金が軍港所
在地市町村等に交付されておつた、ある
いはまた工廠所在地でありますとか、
軍隊の所在地でありますとか、そうい
うところに対しては、軍関係市町村
交付金といふものが、そういう制度
がとられたこともございませぬ。そ
ういふに特別な財政援助の制度を設け
るべきではないか、これは過去におい
てとられたこともございませぬ。現
にまた強くとなえられておる問題でござ
いませぬ。今回国有資産等所在市町村交
付金制度を作りましては、
もう一歩範囲を広げられないものでら
うか、こういうことも考へたわけござ
いませぬけれども、この制度を作るこ
と自体につきましても、関係各省間に
いろいろ問題がございまして、よう
やくいろいろ格好で制度をまとめあげ
たわけでございますので、今直ちにそ
れに広げていくというよりなことに
きましては、なかなかこの法案その
ものがまとまらないおそれもある、こ
ういふことで断念したわけでありませ
ぬ。現状におきましては、御承知のよ
うに、地方交付税の特別交付税を配分
いたします際に、そういう所在市町村の
特別な財政事情というものも考慮して
額を決定することにいたしてございま
す。やはりさらに一歩進めて、何らか
制度的なものにしなければならぬと思
ひますし、その場合に交付金の対象
に入れることも一つの方法ではないだ
らうか、こういう考へも持つておるわ
けでありまして、将来にわたる研究問
題として、私たちはお検討を続けて
おるわけでありませぬ。

○委員外議員(小林政夫君) 御説明の
模様だと、自治庁当局ではその必要を
認めておられる。できれば自衛隊あ
るいは駐留軍所在当該市町村に對し
て、本法案に盛り込まれている交付金と
同じような趣旨のものを交付するよ
うに考へたいという気持があるように推測
できるのですが、いろいろ関係当局と
の折衝において、この案自体の運命に
も関係するようになっては困るとい
うことで、この際はほこをおさめたの
のだというふうにとれるのですが、そ
の關係当局との話し合いというのは財
源の問題なのか、ほかにも問題がある
のか、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) そういうよ
うな施設所在の市町村に對します財
政援助の方式をどういふものに求め
るか、これに一つの問題があらうか
と思ひます。第二には、御指摘のよ
うに、そういういたしました場合に、その財
源がもつばら国庫から支出されるとい
うことになるのではなからうかと思
ひます。第三には、かりにそういう制度
をとつた場合に、どの範囲まで対象を
広げていくのかという問題がございま
す。たとえて申し上げますと、飛行場
のようない種な対象に入れてくるか。あ
るいは飛行場のようない種なものは直
ちには対象に入れないで、住宅関係あ
るいは特別に、何といひませうか、軍事
施設といひませうか、そういうよ
うな関係のものだけにしほつていくか
というふうな問題などもあらうかと思
ひます。次の機会までには、私たちが
は解決の努力を払つて参りたいものだ
という気持は強く持つております。

○委員外議員(小林政夫君) その対象
をどの範囲にするかという問題は、あ
なたの方で彼此勘案して妥協な線を考
えられれば済むことで、その他の方面
との交渉あるいは関連において躊躇し
なければならぬという問題でもない
と思ひます。そこで問題は財源の問
題、これは当然国で出さざるを得ない
と思ひますけれども、出すのを、た
とえば自衛隊関係費用から出すとか、
あるいはその出す先をこの主管にお
いて出すかということの研究を要する
かも知れませぬが、しかし、一応問題
は財源の問題で、昔のような海軍の助
成金が海軍の予算の中から出たとい
うように、どこから出すとしても、結
論的には国の負担に對して出さなければ
いけない。そういうその財源の問題さ
え解決すれば、あなたの言われる関係
方面との折衝云々という問題は、これ
は大した問題ではないのだ、こ
う思ひますが、その点はどうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 私は、やは
り範囲の問題がかなりデリケートな問
題ではなからうかというふうに思つて
おります。たとへばアメリカ軍隊が
使つておるものでありまして、ある
いは自衛隊が使つておるものであり
ましても、そこに庁舎的な費用にかか
るものもあらうかと思ひます。庁舎的
なものもあらうかと思ひます。費用に
かかるものについて交付金の対象に
する、あるいは特別な財政負担を
そこに求めるということになりませ
ぬ、他の役所の庁舎等にもその範囲が
広がつていくわけでありませぬ。従いま
して、やはり国庫財政を担当するもの
の立場、その他から考へました場合
に、範囲をどうするかということにつ
いては、かなり今後検討を要するので

はなにかというふうな気持を持ってお
るわけでありませう。しかしいざい
たしませう。御指摘のように国庫が
支出するわけでありまして、アメリカ
軍隊の關係のものにつきましては、調
達庁が現にその費用の支出に当って
おるわけでありませう。さらに自衛隊に
広がっていくことになりませうと、防
衛庁の關係になってくるのではないか
というふうな思っておるわけでありま
す。若干話し合ひがあつたのでござい
ますけれども、しかしまだ今後、今申
し上げましたような点から検討してい
かなければならないというふうな考
えをしております。

○委員外議員(小林政夫君) その庁舎
的などいまして、防衛庁本庁にお
となしく静かに事務をとつておるもの
と、兵隊がそこへ入つて、特車等ど
んどんどん演習等をやつておると
いうのでは、同じ建物でも、だいた
い使用の用途が違つておるわけだ
らう。この点から考へれば、おのずと
他の振合ひから考へて、妥當な線が引
けるのではないだろうか、こういうふう
に私は考へるのです。それはいろいろ
ろ、そりきよりすぐ線を引くというわ
けにはいかぬかもしれませぬが、その
頭でやるという腹でやれば、その問題
は大した問題じゃない。そうすると結
局財源の問題になつてくると思つて
おす。それでその線の引き方にもよ
りませうけれども、これはすぐにはさ
すけられぬか、これは疑問ですが、出
せないかもしれませんが、次の機会ま
でに、その自衛隊及びアメリカ駐留
軍、國連軍の使用しておる固有財産に
對して、本法案の交付金と同じよう
な交付金を出すとすれば、どれだけの財

源が要るのか、この計算をしてもら
たいのです。

○政府委員(奥野誠亮君) アメリカ合
衆國の軍隊と國際連合の軍隊の使用し
ております固定資産につきまして、か
らに交付金制度をとるとするならば、
どれだけの交付金額になるだろうか
というところを、土地、建物、工作物、
船舶機械全部について見ました場合
に、二十億二千九百万円くらいになる
のではなからうかというふうな推定を
いたしております。

○委員外議員(小林政夫君) さらにそ
れらの当該所在市町村においては、そ
ういう駐留軍がおると、あるいは國連
軍がおるといふことによつて、特別交
付金を受けておられますか。あるいはこ
れだけのものを出せば交付団体になる
というところで、今までの交付金及び特
別交付金を差し引きますと、どれだけ
増加財源を要するかという数字が出
る、この点をいろいろ計算はなさつて
おられますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 今お話のよ
うな数字は持つておりませぬけれど
も、特別交付金は、限られた財源でござ
いますので、その範囲内に入つてお
りますのはごくわずかで、この二十億
とはちよつと比較にならない数字でござ
います。

○委員外議員(小林政夫君) 特別交付
金はそれでよろしいが、こういう國連軍
あるいはアメリカ駐留軍の所在市町村
に、その固有財産の固定資産に相当す
る交付金を交付するとすれば、その二
十億二千九百万を支出するとすれば、
当該市町村は交付団体になる。そうす
ると、今まで出ておつた特別交付金と

いふものは要らなくなる、こういう場
合があると思つておす。その結果とし
て、差引き國の負担においてどうい
ふことになるか。

○政府委員(奥野誠亮君) 今申し上げ
ました数字は、全体についての計数で
ございます。これを所在市町村ごとに
分別するといふことは、ちよつと容易
ならぬことではございまして、關係市町
村も非常に数が多いわけでありまし
て、ちよつと計算がむずかしいのじゃ
ないかといふふうに思ひます。若干の
市町村について計算をいたします場合
には、ある程度調べもあろうかと思
ひますけれども、今わずかな期間に、市
町村ごとにこの計数をどうするかとい
ふことは、とてもできないのじゃない
かといふふうに思つておす。

○委員外議員(小林政夫君) 一銭一厘
違つたといふ計算をする必要はないので、
大体の概算でも次の機会までに出して
もらいたいといふことと、さらに今の
二十億二千九百万といふのは、國連
軍及びアメリカ駐留軍所在市町村關係
だけのものに閉まつたが、自衛隊と
かといふものは含むのか、どうなの
か。

○政府委員(奥野誠亮君) 自衛隊につ
いては、いろいろ資料を現在のところ
持つておられます。もし調べられれ
ば、調べてみたいと思ひます。

○委員外議員(松岡平市君) ちよつと速記
をとめて。

○委員外議員(松岡平市君) 速記を起し
て。

○委員長(松岡平市君) 速記を起し
て。本日これにて散會いたします。
午後三時二十八分散會

三月二十三日予備審査のため、本委員
會に左の案件を付託された。
市町村職員共済組合法の一部を改正
する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改
正する法律案

市町村職員共済組合法(昭和二十
九年法律第二百四号)の一部を次の
ように改正する。

目次中「第二十九条」を「第二十九
条の二」に、「第六十四条」を「第六十
四条の二」に改める。

第三条第二項中「規約の変更」の下
に「政令で定める事項に係るものを
除く。」を加へ、同条第三項中「前
項」を「第二項」に、「認可を受けたと
きを」と認めを受けたとき、又は同項
に規定する政令で定める事項に係る
規約の変更をしたとき」に改め、同
項を同条第四項とし、同条第二項の
次に次の一項を加へる。

3 組合は、前項に規定する政令で
定める事項に係る規約の変更をし
たときは、遅滞なく、これを自治
庁長官に届け出なければならぬ。

第五条第一項第二号中「予算の決
定及び」を「事業計画書の作成及び総
理府令で定める重要な変更並びに」
に改める。

第九条第二項中「第六十五条第二
号」を「第六十五条第一項第二号」に、
「同条第三号」を「同条同項第三号」に
改める。

第十三条第二項中「第三十九条の
退職年金」を「の規定による退職年金
改める。

第十四条第一項中「組合から退職
年金」の下に「若しくは廃疾年金」を
加へ、「退職年金を受ける権利を有
しない者」を「退職年金又は廃疾年
金を受ける権利を有しない者」に改
め、同条第三項中「組合員で船員保
險法(昭和十四年法律第七十三号)に
よる船員保険の被保険者であるもの
(以下「船員である組合員」といふ。)
を「船員保険法(昭和十四年法律第七
十三号)による船員保険(以下「船員
保険」といふ)の被保険者(以下「船
員」といふ)で組合員であるもの」に
改める。

第二十四条第二項中「その権利を
失つた場合」を「死亡した場合」に改
める。

第二十六条中「支給すべき給付金」
の下に「家族埋葬料に係るものを除

除するもの」を加へる。

第二十六条中「支給すべき給付金」
の下に「家族埋葬料に係るものを除

除するもの」を加へる。

第二十六条中「支給すべき給付金」
の下に「家族埋葬料に係るものを除

除するもの」を加へる。

第二十六条中「支給すべき給付金」
の下に「家族埋葬料に係るものを除

除するもの」を加へる。

第二十六条中「支給すべき給付金」
の下に「家族埋葬料に係るものを除

除するもの」を加へる。

第二十六条中「支給すべき給付金」
の下に「家族埋葬料に係るものを除

除するもの」を加へる。

く。又はその者の遺族に支給すべき給付金(埋葬料に係るものを除く。)を加える。

2 前項の時効は、この法律の規定によつて給付の支給を停止する期間は、進行しない。

第二十九条中「給付を受ける権利を有する者」の下に「(給付事由が組合員の被扶養者について発生した場合にあつては、当該被扶養者を含む。)」を加える。

第三章第一節中第二十九条の次に次の一条を加える。

(不正受給者等からの費用の徴収) 第二十九条の二 詐偽その他不正の行為により給付を受けた者があるときは、組合は、その者から、その給付に要した費用(その給付が療養の給付であるときは、第三十一条第一項第二号又は第三号の規定により支払つたこれらの号に規定する一部負担金に相当する額を控除するものとする。)の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、第三十一条第一項第三号に規定する保険医療機関において診療に従事する保険医療機関(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五の規定により登録を受けた保険医をいう。以下同じ。)が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医に対し、給付を受けた者と連帯して前項の徴収金を納付させることができる。

第三十一条第一号中「医療機関」の下に「又は薬局を加え、同条第二号中「組合員の療養について組合が契約している医療機関」を「特定の組合員又は薬局で組合が契約している医療機関又は薬局で組合が契約しているもの」に改め、「大正十一年法律第七十号」を削り、「第四十三条ノ六」を「第四十三条ノ九」に改め、「当該医療機関」の下に「又は薬局」を加え、「厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額」を規約で定めるところにより、同法第四十三条ノ八の規定の例により算定した一部負担金(以下「一部負担金」といふ。)に相当する金額の全部又は一部に改め、同条第三号中「保険医又は保険薬剤師」を「保険医療機関又は保険薬剤師」を「厚生大臣の定める基準によつて」を「厚生大臣の定める基準(当該基準の範囲内において組合と当該保険医療機関又は保険薬局との契約により別段の定をした場合にあつては、その契約により定めた基準)によつて」に、「厚生大臣の定める基準による初診料」を「一部負担金」に改め、同条第四号中「医療機関以外の医師、歯科医師、薬剤師又はその他の医療機関から」を「医療機関及び薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関において」に、「又は手当」を「薬剤の支給若しくは手当」に、「厚生大臣の定める基準による初診料」を「一部負担金」に改め、同条に次の一項を加える。

2 組合員が前項第一号から第三号までの規定により療養を受ける場合の手続については、総理府令で定める。

第三十二条第一項中「被扶養者が」を「被扶養者は、前条の規定に準じ、」に改め、「受けようとするときは、前条の規定に準じ、任意の医療機関からこれを」を削り、「同条の規定」を「前条第一項の規定」に、「同条第二号但書」を「同項第二号但書」に改める。

第三十三条の見出し中「保険医等」を「保険医療機関等」に改め、同条中「保険医又は保険薬剤師を」を「保険医療機関又は保険薬局」に、「第三十一条第三号」を「第三十一条第一項第三号」に改める。

第三十四条を次のように改める。
(保険医療機関等の療養負担等) 第三十四条 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師(健康保険法第四十三条ノ五の規定により登録を受けた保険薬剤師をいう。)は、健康保険法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当らなければならない。

第三十五条第一項中「同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に關し左に掲げる事由に該当するに至つたとき」を「同一に係る同一の疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病については、これらの給付(国家公務員共済組合法によるこれらの給付に相当するものを含む。)の支給開始後三年を経過したとき」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「又は船員保険法による船員保険(以下「船員保険」といふ。)の被保険者」を「の被保険者又は船員」に改める。

第三十七条の見出しを「(分べん費及び配偶者分べん費)」に改め、同条第一項及び第二項中「分べん」を「分べん」に、「分べん費」を「分べん費」に改め、同条第三項中「被扶養者である配偶者」の下に「(前項本文の規定の適用を受ける者を除く。)」を加え、「分べん」を「分べん」に、「配偶者分べん費」を「配偶者分べん費」に改める。

第三十八条の見出しを「(保育手当金)」に改め、同条第一項中「配偶者」の下に「(第三項本文の規定の適用を受ける者を除く。)」を加え、「分べん」を「分べん」に、「保育」を「保育」に、「保育手当金」を「保育手当金」に改め、同条第二項及び第三項中「保育手当金」を「保育手当金」に、「分べん」を「分べん」に、「保育」を「保育」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定による保育手当金は、分べんしたときに前金払をすることができる。

第三十九条第二項中「被扶養者」の下に「(次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。)」を加える。

第四十一条第一項中「該当し組合員の資格を喪失したとき」を「該当したとき」に改め、「又はこの法律に基き退職年金を受ける権利を有しない組合員が引き続き国家公務員共済組合の組合員の資格を取得し」を「国家公務員共済組合法第十五条第二項の規定の適用を受けるとき」を削り、「第四十三条第一項」を「次条第二項及び第四十三条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 退職年金を受ける権利を有する者が別表第二に掲げる程度の廃疾の状態となつたときは、その状態にある間は、その者には、第一項ただし書の規定を適用しない。

4 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた後再び組合員となつた者に退職年金を支給するときは、第二項の規定により算出した退職年金の額から、前に支給を受けた退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令で定めるところにより算定した額を控除した額を退職年金の額とする。ただし、政令で定めるところにより、当該退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令で定める額を返還したときは、この限りでない。

第四十二条に見出しとして「(再就職した場合の退職年金の停止等)」を附し、同条第二項中「該当し組合員の資格を喪失したとき(引き続きこの法律による他の組合の組合員の資格を取得し第十三条第二項の規定の適用を受けるときを除く。)」を「該当したとき」に改め、同条第三項中「従前の退職年金の額より」を「従前の退職年金の額に後の組合員であつた期間一年につき再び第十二条第二項第二号又は第三号に規定する事由に該当した当時の給料日額の四日分に相当する額を加算した額より」に、「従前の退職年金の額」を「その額」に改める。

第四十三条第一項中「該当し組合員の資格を喪失したとき」を「該当したとき(引き続き国家公務員共済組合の組合員の資格を取得し」を「国家公務員共済組合法第十五条第四項の規定

の適用を受けるときを除く。」に改める。

第四十四条第一項を次のように改める。

組合員であつた期間六月以上の者が公務によらないで疾病にかかり、若しくは負傷したものが退職した場合において、その退職の時(第三十五条第二項の規定により組合員の資格を喪失した後に継続して療養の給付又は療養費を受けている場合においては、これを受けることができる期間内になおつた時又はなおらないがその期間を経過した時。以下第四十七条までにおいて同じ)に、当該疾病若しくは負傷の結果として、別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は廃疾一時金の支給を受けた者の廃疾の程度が退職の時から五年以内に増進し、別表第二に掲げる程度の廃疾の状態に該当することとなつた場合において、その期間内に請求があつたときは、その程度に応じて、その者の死亡に至るまで廃疾年金を支給する。第四十四条に次の一項を加える。

4 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた後に廃疾年金を支給すべき事由が発生した者に廃疾年金を支給するときは、前二項の規定により算定した廃疾年金の額から、前に支給を受けた退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令で定めるところにより算定した額を控除した額を廃疾年金の額とする。ただし、政令で定めるところにより、当該退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令

で定める額を返還したときは、この限りでない。

第四十五条を次のように改める。(廃疾の併合による廃疾年金)

第四十五条 廃疾年金を受ける権利を有する者若しくは廃疾一時金の支給を受けた者に対して更に廃疾年金を支給すべき事由が発生したとき、又は廃疾一時金の支給を受けた者に対して更に廃疾一時金を支給すべき事由が発生した場合において、当該事由が発生した時における前後の廃疾を併合した廃疾の程度が別表第二に掲げる廃疾の程度に該当するときは、前後の廃疾を併合した廃疾の程度による廃疾年金を支給する。

2 廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定により前後の廃疾を併合した廃疾の程度による廃疾年金を受ける権利を取得したときは、従前の廃疾年金を受ける権利は、消滅する。

第四十六条に見出しとして「(廃疾の程度が減退した場合の年金額の改定等)」を附し、同条中「前条」を「第二項」に改め、同条を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次のように加える。

廃疾年金を受ける権利を有する者の廃疾の程度が減退したとき、又は減退の時から五年以内に増進した場合において、その期間内に請求があつたときは、その減退し又は増進した後において該当する別表第二に掲げる廃疾の程度に応じて、その廃疾年金の額を改正する。

2 廃疾年金を受ける権利を有する者が廃疾年金の支給を受ける程度

の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、その廃疾年金を受ける権利は、消滅する。

3 組合員であつた期間二十年以上で廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定によりその支給を受けなくなつたときは、第二十五条第三号の規定により支給しないこととされていた退職年金を支給する。ただし、第四十一条第一項ただし書の規定の適用を妨げない。

第四十六条の次に次の一項を加える。(再就職した場合の廃疾年金の停止等)

第四十六条の二 廃疾年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月から廃疾年金の支給を停止する。

2 前項の規定により廃疾年金の支給を停止された組合員が再び退職した場合において、その退職の時に別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、前後の組合員であつた期間を合算し、その廃疾の程度に応じて、廃疾年金の額を改定する。

3 前項の規定により廃疾年金の額を改定した場合において、その改定額が従前の廃疾年金の額(改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度が従前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合にあつては、従前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度が改定廃疾年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した額)に、組合員であつた期間十年をこえ二十年に至るまではその十年をこえる期間のうち後の組合員であつた期間一年につき再び退職した当時の給料日額の三分日に相当する額を、二十年をこえる期間についてはその期間のうち後の組合員であつた期間一年につき当該給料日額の四分分に相当する額を加算した額より少ないときは、その額をもつて改定廃疾年金の額とする。

第四十七条第一項を次のように改める。

組合員であつた期間六月以上の者が公務によらないで疾病にかかり、又は負傷したものが退職した場合において、その退職の時に、当該疾病又は負傷の結果として、別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その者に廃疾一時金を支給する。

第五十条第一項第二号を次のように改める。

二 婚姻したとき、又は直系姻族以外の者の養子となつたとき。

第五十六条中「組合員が」の下に「前条に規定する非常災害により」を加える。

第三章第八節第六十四条の次に次の一項を加える。

第六十四条の二 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は療養費の支給は、行わない。

第六十五条に次の一項を加える。

2 組合は、前項各号に掲げる事業を行ふに当つては、町村職員恩給

組合と共同して行う等組合員の福祉を増進するための事業が総合的に行われるように努めなければならない。

第六十六条第二項中「前項の掛金は、」の下に「政令で定めるところにより、」を加える。

第六十八条第二項中「予算」を「事業計画書」に改める。

第七十二条第三項第二号中「予算の決定及び」を「事業計画書の作成及び総理府令で定める重要な変更並びに」に改める。

第七十七条中「第三項第三項」を「第三項第四項」に、「前項」を「第二項」に、「第六十五条第二号」を「第六十五条第一項第二号」に、「同条第三号」を「同条同項第三号」に改める。

第七十八条第一項中「附則第十四項」を「附則第十三項」に改める。

第八十三条第二項を削る。

第八十四条の見出し中「予算」を「事業計画書」に改め、同条第一項中「収入及び支出の予算及び」を「事業計画書」に、「重要な」を「総理府令で定める重要な」に、「加えよう」とするときに「加えたとき」に改め、同条第二項中「予算」を「事業計画書」に、「決算完了後一月」を「事業年度終了後二月」に改める。

第八十五条中「運用」を「管理」に改める。

第八十六条第三項中「第三十条第二項及び」を削り、「必要な限度において、」の下に「当該医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給若しくは手当に関し、報告若しくは診

療録、書類帳簿その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問させ、又は「を」を加え、「医療機関から」「を」を「保険医療機関若しくは保険薬局から」「又は当該職員」を「若しくは当該職員」に、「当該医療機関の病院、診療所、助産所若しくは施設所」を「当該保険医療機関若しくは保険薬局の施設」に、「診療簿」を「診療録」に改め、同条第四項中「当該職員が」の下に「質問をし、又は」を加え、同条第五項中「立入検査」を「質問又は立入検査」に改める。

第九十条及び第九十一条を次のように改める。

第九十条 船員である組合員の船員であつた期間（船員である組合員であつた期間を含む。以下同じ。）の計算については、船員保険法の定めるところによる。

2 船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する退職給付、廃疾給付又は遺族給付の支給については、船員であつた期間は、その期間に三分の四を乗じて得た期間を組合員であつた期間とみなす。ただし、当該三分の四を乗じて得た期間（船員でない組合員であつた期間）があるときは、その期間を加えた期間が二十年未満である者（船員保険法第三十四条第一項第二号又は第三号に該当する者を除く。）については、船員である組合員であつた期間（組合員でない

い船員であつた期間があるときはその期間に二分の一を乗じて得た期間を、船員でない組合員であつた期間があるときはその期間をそれぞれ加えた期間を組合員であつた期間とする。

3 船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族が、第九十一条の二の規定により、船員保険法第三章第五節から第八節までに規定する給付又は同章第九節に規定する遺族年金を選択した場合において、当該船員である組合員又は船員である組合員であつた者に船員でない組合員であつた期間があるときは、これらの者に支給すべき退職給付、廃疾給付又は遺族給付の基礎となるべき組合員の期間の計算については、前項の規定にかかわらず、組合員であつた期間から船員である組合員であつた期間を控除した期間を組合員であつた期間とみなす。

第九十一条 船員である組合員又は船員である組合員であつた者で船員保険法第三十四条第一項第二号又は第三号に該当するものに対するこの法律の適用については、第十三条第三項、第四十一条第一項、第四十三条第一項、第四十八条、第四十九条及び第五十三条中「二十年」とあるのは「十五年」とし、「第四十一条第二項中「四分分」とあるのは「三分分」とし、「二十年以上一年を増すこと」にその一年につき給料日額の四分分」とし、第四十二条第三項中「四分分」とあるのは「四分分（組合員であつた期間二十年に達するまでは六日分）」とする。

第九十一条の次に次の一条を加える。

第九十一条の二 船員である組合員又は船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族が、第九十一条の二の規定により、船員である組合員であつた期間又は船員である組合員であつた期間に係る給付は、第三章、第九十条第二項及び前条の規定にかかわらず、これを受ける権利を有する者の選択により、当該船員である組合員又は船員である組合員であつた者が組合員とならなかつたものとした場合に受けるべき船員保険法の規定による給付（失業に関する給付を除く。）とすることができ、

とにその一年につき給料日額の六日分、二十年以上については二十年以上一年を増すことにその一年につき給料日額の四分分」とし、第四十二条第三項中「四分分」とあるのは「四分分（組合員であつた期間二十年に達するまでは六日分）」とする。

第九十一条の次に次の一条を加える。

第九十二条中「船員である組合員でない船員保険の被保険者であつた期間は、船員保険の被保険者」を「組合員でない船員であつた期間は、船員」に、「前条」を「前三条」に改める。

第九十七条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれらの者を使用する者が第八十六条第三項の規定による報告若しくは診療録、書類帳簿その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の

答弁をしたときは、一万円以下の罰金に処する。

附則第十三項を削り、附則第十四項を附則第十三項とし、附則第十五項を附則第十四項とする。

附則第十六項中「同項に規定する組合員の下に」を「次項の規定により退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける組合員を除く。」を加え、「これを退職とみなす。」を「その前日に退職したものとみなす。」に改め、同項を附則第十五項とする。

附則第十七項中「附則第十五項」を「附則第十四項」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を附則第十六項とする。

この場合においては、市町村は、当該組合員に対する第六十八条第一項第二号に掲げる給付に要する費用を負担しないものとする。

附則第三十一項中「以下本項において「控除期間」という。」を「（第十三条第二項の規定により、この法律による組合の組合員であつた期間とみなされる国家公務員共済組合の組合員であつた期間のうち国家公務員共済組合法第九十五条に規定する控除期間を含むものとし、以下この項において「控除期間」という。）」に改める。

附則第五十五項を附則第五十六項とし、附則第四十項から附則第五十四項までを一項ずつ繰り下げ、附則第三十九項の次に次の一項を加える。

40 適用除外市町村以外の市町村の区域の全部又は一部が適用除外市町村の区域の一部となつた場合におけるこの法律による組合と健康保険組合との関係の調整については、附則第二十三項後段、第二十五項及び第二十六項の規定に準じて政令で定める。

別表第二の一級の項の廃疾の状態の欄中「高度の精神障害」の下に「又は身体障害」を加える。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。ただし、第二十九条の次に一条を加える改正規定、第三十一条から第三十四条まで、第八十六条及び第九十七条の改正規定並びに附則第四条から第七条まで及び第十七条の規定（以下「健康保険法の改正に伴う改

正規定といふ。は、昭和三十一年五月一日から施行する。

(組合員の期間の計算方法に關する経過措置)

第二条 改正後の市町村職員共済組

合法(以下「新法」といふ。)第十三条第三項の規定は、この法律(附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行前に再び組合員の資格を取得した者に係る給付でこの法律の施行後に給付事由が発生したものの基礎となるべき組合員である期間の計算についても、適用する。

(時効に關する経過措置)

第三条 新法第二十七条第二項の規定は、この法律の施行の際改正前の市町村職員共済組合法(以下「旧法」といふ。)の規定により給付の支給を停止されている組合員又は組合員であつた者のその停止されていた期間についても、適用する。

(組合の契約する医療機関等に關する経過措置)

第四条 健康保険法の改正に伴う改正規定の施行の際現に組合が契約している旧法第三十一条第二号に規定する医療機関は、昭和三十一年七月三十一日までの間は、新法第三十一条第一号第二号に規定する医療機関又は薬局に該当しないものであつても、これらに該当するものとみなす。

(一部負担金に關する経過措置)

第五条 健康保険法の改正に伴う改正規定の施行の際現に病院又は診療所に収容されている者は、当該疾病又は負傷及びこれらにより

発生した疾病については、新法第三十一条第一号第二号及び第三号の規定にかかわらず、健康保険法第四十三条ノ八第一号第三号の規定の例により算定した一部負担金に相当する金額を支払ふことを要しない。ただし、その者が健康保険法の改正に伴う改正規定の施行後引き続き当該疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病により病院又は診療所に収容されている間に限る。

第六条 組合は、当分の間、組合員が新法第三十一条第一号第三号ただし書の規定により一部負担金を支払つたことにより生じた余裕財源の範囲内で、一部負担金の払戻しその他の措置で規約で定めるものを行ふことができる。

(療養費に關する経過措置)

第七条 健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前に行われた診療又は手当に係る療養費の支給については、なお従前の例による。

(退職年金受給者に關する経過措置)

第八条 新法第四十一条第三項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十一条の規定により退職年金を受け権利を有する者で同条第一項ただし書の規定の適用を受けるものが現に新法別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にある場合においても、適用する。この場合において、新法第四十一条第三項中「その状態にある間」とあるのは、「昭和三十一年七月一日以後その状態にある間」とする。

第九条 新法第四十二条第三項の規定は、旧法第四十二条第一項の規定により退職年金の支給を停止されている組合員がこの法律の施行後に新法第四十二条第二項の規定により退職年金の改定を受ける場合についても、適用する。

(廃疾年金受給者等に關する経過措置)

第十条 新法第四十四条第一項及び第四項の規定は、この法律の施行前に旧法第四十七条の規定による廃疾一時金の支給を受けた者で当該給付事由の発生の日からこの法律の施行の日までの期間が五年に達しないものについても、適用する。

第十一条 新法第四十五条の規定は、この法律の施行の際旧法第四十四条の規定による廃疾年金を受け権利を有する者又はこの法律の施行前旧法第四十七条の規定により廃疾一時金の支給を受けた者についても、適用する。

第十二条 新法第四十六条第一項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十四条の規定による廃疾年金を受け権利を有する者について

第十三条 新法第四十六条の二の規定は、旧法第四十四条の規定による廃疾年金を受け権利を有する者がこの法律の施行の際現に組合員となつた場合の施行後再び組合員となつた場合についても、適用する。この場合において、その者がこの法律の施行の際現に組合員となつていないときは、新法第四十六条の二第一項

中「その組合員となつた日の属する月」とあるのは、「昭和三十一年七月」とする。

(遺族年金の失権に關する経過措置)

第十四条 新法第五十条第一項第二号の規定は、この法律の施行の際遺族年金を受け権利を有する者についても、適用する。

(船員である組合員の期間の計算に關する経過措置)

第十五条 昭和二十九年五月一日前における船員保険の被保険者であつた期間が三年以上である者で同日において現に五十歳以上であつたものに支給する新法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員である期間の計算については、新法第九十条第二項ただし書中「その期間に二分の一を乗じて得た期間」とあるのは、「昭和二十九年五月一日以後の期間に二分の一を乗じて得た期間及び同日前の期間」として同項の規定を適用する。

(従前の給付に關する経過措置)

第十六条 この法律の施行前に給付事由が発生した給付については、この附則に特別の定がある場合を除き、なお従前の例による。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第十七条 健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(印紙税法の一部改正)

第十八条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五号第六号ノ十ノ四中「第六十五号第二号」を「第六十五号第一号第二号」に、「同条第三号」を「同条同項第三号」に改める。

三月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律案中一部修正に關する請願(第九一一号)

一、昭和三十一年度公共事業費割当方針は正に關する請願(第九二五号)

一、大規模償却資産税道府県移譲緩和の地方税法改正に關する請願(第九二六号)

一、地方税法第百四十四条の四改正に關する請願(第九五九号)(第九八二号)

一、軽油引取税創設反対に關する請願(第九六八号)

一、公衆浴場業に対する事業税軽減の請願(第九八七号)

一、写真業に対する事業税軽減の請願(第九八八号)

第九一一号 昭和三十一年三月十二日受理

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律案中一部修正に關する請願(四通)

請願者 東京都新宿区戸山町戸山ハイタワーノ六 森よ

ね外九百六十九名

紹介議員 田中 一君

今次国会に提出されている国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律案の第二号第一号及び第四号第一項において国有資産等所在市町村交付金を交付すると規定しているた

め、国または地方公共団体はこれに見合ふ財源(約三億円)として公営住宅の家賃値上げを意図している模様であるが、公営住宅の家賃値上げは公営住宅法第一条の「低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」という法の目的に背反するものである、かつまた低額所得者である居住者の生活を圧迫することとなるから、本法案の当該部分を「十五坪以下の公営住宅」には適用しないよう修正せられたいとの請願。

第九二五号 昭和三十一年三月十二日受理
昭和三十一年度公共事業費割当方針是正に関する請願
請願者 長野県議会議長 矢島 武治

紹介議員 池田宇右衛門君
政府は昭和三十一年度の公共事業のうち指定事業について、一定限度以上の赤字県に対し、多分に減額された定率割当を行ふか、または起債許可の極度の制限によつて事実上事業費の削減をするよしであるが、公共事業費は当該地方の実情に即応して決定すべき性質のものであつて、これを単に地方自治団体の財政的関係のみにより制限することは不合理であるばかりでなく、そのために不測の災を招来するおそれがあり、ひいては貧弱県と富裕県との差をますます拡大する結果となることも考へられ、ここに道路整備五箇年計画をはじめ各種事業の計画がよりやく軌道にのり着々その成果をおさめようとするとき、このよきな措置をとること、長野県の産業経済と県民福祉の発展向上を阻害するばかりでなく、国家

経済の消長と国土保全の上に多大の影響を及ぼすこととなるから、政府の公共事業費の割当方針については強く反対しすみやかに是正せられるよう要望するとの請願。

第九二六号 昭和三十一年三月十二日受理
大規模償却資産税道府県移譲緩和の地方税法改正に関する請願
請願者 愛媛県新居浜市議會議長 手島実外一名

紹介議員 小西 英雄君
昭和三十年から大規模償却資産に係る固定資産税の一部が道府県に移譲されたが、その結果は所在都市の急増する特殊な財政需要に即応しないために、法の所期する財政補償が実質的に十分でなく、いたずらに当該都市行政をい縮せしめることになつたのはまことに遺憾であるから、大規模償却資産税道府県移譲緩和の地方税法の改正に当つては、(一)基準財政需要額算定の適正化、(二)財政補償の増額等の措置を講ぜられたいとの請願。

第九五九号 昭和三十一年三月十四日受理
地方税法第百十四条の四改正に関する請願
請願者 東京都港区芝新橋二丁目三〇全国大衆飲食税対策協議会内 深井周二 外十一名

紹介議員 内村 清次君
遊興飲食税の免税点は、昭和三十年十一月から百五十円となり、さらに本年四月から二百円となるが、元來遊興を伴わない飲食に対しては無税とすべきものであるから、免税点をこの際一

応統計的にもまた理論的にも妥当であると思はれる三百円とするより地方税法第百十四条の四を「都道府県は、飲食店、喫茶店その他これらに類する場所における一人一回の料金が三百円以下である飲食及びその他の利用行為に對しては、遊興飲食税を課することができない」と改正せられたいとの請願。

第九六八号 昭和三十一年三月十五日受理
軽油引取税創設反対に関する請願
請願者 東京都品川区大井元芝町七〇四全国自動車産業労働組合連絡會議内 荒牧武一

紹介議員 小西井義男君
軽油を燃料とするジーゼル自動車に對しては、自動車税の面でガソリン税と均衡を保つためと称して揮発油とくらべ五割増の税が課せられている上に、さらに軽油引取税が課せられようとして、国税、地方税といくえにも重税が課せられている企業にとつては負担能力の限界に達しており、またジーゼル車はその利点のため普及発展の途上にあるにもかかわらず揮発油が課せられるときは、発展途上にある自動車界に一大打撃を与えるばかりでなく、本事業にたずさわる労働者へのしわよせとなりさらに低賃金、労働強化を招来することは明らかであるから、軽油税の新設は取り止められたいとの請願。

第九八二号 昭和三十一年三月十六日受理
地方税法第百十四条の四改正に関する請願
請願者 東京都新宿区角筈一ノ一全国商組合連合会内 毛利綱三外十一名

紹介議員 深川タマエ君
この請願の趣旨は、第九五九号と同じである。

第九八七号 昭和三十一年三月十七日受理
公衆浴場業に対する事業税軽減の請願
請願者 東京都千代田区神田豊島町四全国公衆浴場組合内 染谷盛一

紹介議員 安井 謙君
公衆浴場業は、広く庶民生活と融合し、大衆の家庭生活の延長及び公衆の欠くことのできない衛生施設として公衆浴場法の規制を受けその入浴料金は物価統制令実明以前から許可料金制をとり利潤も極めて少く経営者の全家族労働(自家努力)によつて経営を維持している現状である。特に経営者の湯水の調節、かまたき口の操作、使用人の浴客サービス等は多年の経験技術が必要とするものであつて当然、本業に對する事業税は第三種事業税の範ちゆりに属するものであるから、すみやかに公衆浴場業に對する事業税(現在、第二種)を第三種事業税に指定せられたいとの請願。

第九八八号 昭和三十一年三月十七日受理
写真業に対する事業税軽減の請願
請願者 東京都新宿区四谷一ノ七日本写真文化協會事業協同組合理事長 伊藤末太郎

紹介議員 伊能 芳雄君
写真業に對しては八パーセントの事業

税が課せられているが、同營業の実質は手回職的の勤勞収入であり、とくに最近カメラの普及により大設備を有する特殊の業態を維持する以外の業者は營業収入が激減し、ほとんどその固有の營業によつては生計を維持できない実情であつて、その税額はひどい負担となつてゐるから、同業に對する事業税を第三種事業税六パーセントを課することとし、所得五十万以下については特別税率三パーセントとせられたいとの請願。

印刷者 大蔵省印刷局